

賛助会規約

(目的)

第1条 この規約は賛助会（以下、「当会」という）を円滑かつ適切に運営することを目的として定めたものである。

(会員資格)

第2条 当会の会員は、特定非営利活動法人 健康医療評価研究機構（以下「当機構」という）の理念と事業内容に賛同して所定の会費を納入し、当機構の運営活動にご協力していただける個人、企業、団体（学会、自治体、公共団体、NPO等）、大学、医療機関を対象とする。

(事業年度)

第3条 事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(入会・会員資格の更新)

第4条 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、入会手続きを行い、当機構の社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会員期間が満了した時点において会員が事前に会員資格の継続を承認していた場合には、会員期間の満了時に会員資格が自動的に継続されるものとする。
- 3 会員として入会しようとする者は、現在及び将来に亘り反社会的勢力に該当してはならない。

(会員期間)

第5条 初回の入会時の会員期間は、入会申込みの手続きが終了した期日から1年間とする。

- 2 会員資格を継続する場合の会員期間は、初回の入会申込みの手続きが終了した期日の1年経過した日から1年間とし、以降も同様とする。

(会費)

第6条 社員総会において別に定める会費は、以下のとおりである。

【個人会員】

種 別		会費（一口・一年間）
個人会員	医師	5,000円
	医師以外	3,000円

【法人会員】

種 別		会費（一口・一年間）
法人会員	診療所	50,000円
	病院	100,000円
	企業	200,000円
	その他の法人	100,000円

- 2 一旦納入された会費は、如何なる場合にもこれを返還しない。

(会費の納入方法)

第7条 会費の納入に際しては、ホームページからのクレジット決済、銀行口座への振り込み、郵便振替口座への振り込みのいずれかを選択することができる。

- 2 会員が事前に承認した場合には、会員資格の更新時において会費の自動引落をすることができる。

(任意退会)

第8条 会員は退会届を事務局に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員として相応しくない行為があった場合には、退会を求めることができる。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の他、会員は、下記のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ①会費の納入が1年以上なされなかったとき
- ②当該会員が死亡し、又は解散したとき

(会員資格の喪失に伴う権利)

第11条 会員が前3条の規定によりその会員資格を喪失したときは、当会に対する会員としての権利を失う。

- 2 当会は、会員がその会員資格を喪失しても、既納の会費は、これを返還しない。

(各種の情報提供)

第12条 会員に対して下記を提供し、当機構からの情報提供の充実を図る。

- ①臨床研究 去来夢 (こらむ)
- ②iHope News Letter
- ③メール・マガジン (最新のセミナー情報や当機構の活動報告)
- ④教育セミナーへの早期ご案内、会員向け活動報告会、会員限定 Webサイトなど

(会員同士の交流)

第13条 会員同士の相互交流を図るため、会員の事前承認を得た上で下記のことを行う。

- ①会員の方々の当機構ホームページ上でのご紹介
- ②会員の方々主催のセミナー情報の当機構ホームページ上でのご紹介

(個人情報保護)

第14条 会員の個人情報は、当機構の個人情報保護方針に基づいて適正に管理を行う。

(事務局)

第15条 当会の運営を円滑かつ適切に行うために事務局を設置する。

(本規約の改定)

第16条 当機構は社員総会において本規約を適宜改定することができる。

制定期日 平成27年10月1日